（記載上の注意）
１　業務の状況
⑴　当期の業務概要
当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。
⑵　企業価値担保権に関する信託業務以外に営んでいる業務の種類
当期末現在において営んでいる企業価値担保権に関する信託業務以外の業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
⑶　株主総会決議事項の要旨
当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
⑷　役員及び使用人の状況
①　役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。
②　役員の状況
当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役又は業務を執行する社員について記載すること。
⑸　営業所の状況
当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
⑹　株主又は社員の状況
株式会社にあっては、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、その株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。
持分会社にあっては、当期末現在における全ての社員について記載すること。なお、「割合」の欄は、記載することを要しない。
⑺　親法人等及び子法人等の状況
①　当期末現在における親法人等（事業性融資の推進等に関する法律施行令第6条第1項において準用する信託業法施行令第12条の２第１項第３号に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同項第2号に規定する子法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
②　関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。
⑻　業務の状況
当期における業務の状況について記載すること。
なお、①引受けの状況については当期に新たに引き受けた件数を記載すること。また、特定被担保債権が、株式会社証券保管振替機構が行う社債等振替業（株式会社証券保管振替機構が制定する「社債等に関する業務規程」第１条に規定されている社債等振替業をいう。）の対象となる社債である場合には、特定被担保債権者が２以上のものとみなして件数を計上すること。
④委託者への説明の実施体制については企業価値担保権の信託の引受けを行うときにあらかじめ行うこととされている法第40条第１項において準用する信託業法第25条の規定による委託者への説明が適切に行われることを確保するための体制について記載すること。
２　経理の状況
⑴　一般的事項
貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
⑵　注記事項
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
①　継続企業の前提に関する事項
②　重要な会計方針に係る事項
③　貸借対照表等に関する事項
④　損益計算書に関する事項
⑤　株主資本等変動計算書に関する事項
⑥　税効果会計に関する事項
⑦　リースに関する事項
⑧　関連当事者との取引に関する事項
⑨　一株当たり情報に関する事項
⑩　重要な後発事象に関する事項
⑪　連結配当規制適用会社に関する事項
⑫　その他の注記
⑶　貸借対照表
①　貸倒引当金
流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
②　有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産
当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
③　引当金
当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
④　任意積立金
「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。
⑷　損益計算書
特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。
⑸　株主資本等変動計算書
①　株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
②　株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
③　その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
④　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
⑤　合計欄の記載は省略することができる。
⑥　遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
⑹　附属明細表
①　有価証券明細表
イ　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の７（第４項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。
ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の１％を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の